

議案第 66 号

平成 30 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件

平成 30 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 4， 7 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3， 6 8 5， 6 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 11 月 29 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 地方交付税		4,737,208	154,619	4,891,827
	1. 地方交付税	4,737,208	154,619	4,891,827
13. 国庫支出金		5,765,907	21,928	5,787,835
	1. 国庫負担金	5,413,728	21,928	5,435,656
14. 府支出金		2,466,534	349,314	2,815,848
	1. 府負担金	1,812,987	10,964	1,823,951
	2. 府補助金	498,838	338,350	837,188
16. 寄附金		1,000,240	4,000	1,004,240
	1. 寄附金	1,000,240	4,000	1,004,240
19. 諸収入		460,969	7,474	468,443
	5. 雑入	223,059	7,474	230,533
20. 市債		2,275,549	57,400	2,332,949
	1. 市債	2,275,549	57,400	2,332,949
歳 入 合 計		33,090,950	594,735	33,685,685

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,511,656	50,194	4,561,850
	1. 総務管理費	3,957,151	42,794	3,999,945
	3. 戸籍住民基本台帳費	164,559	7,400	171,959
3. 民生費		15,301,174	46,485	15,347,659
	1. 社会福祉費	5,805,058	43,857	5,848,915
	2. 児童福祉費	6,298,196	2,628	6,300,824
6. 農林水産業費		262,505	436,700	699,205
	1. 農業費	245,544	436,700	682,244
8. 土木費		2,639,906	10,344	2,650,250
	6. 住宅費	235,372	10,344	245,716
10. 教育費		2,668,077	14,015	2,682,092
	2. 小学校費	775,311	13,015	788,326
	5. 社会教育費	472,677	1,000	473,677
15. 災害復旧費		33,340	36,997	70,337
	3. 公共土木施設災害復旧費	0	28,598	28,598
	5. その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	8,399	8,399
歳 出	合 計	33,090,950	594,735	33,685,685

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
津 田 認 定 こ ど も 園 整 備 事 業	平成30年度～平成32年度	千円 297,118 ただし、消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額
学 校 園 水 泳 授 業 充 実 事 業 （ 認 定 こ ど も 園 ）	平成30年度～平成36年度	10,500 ただし、消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額
学 校 園 水 泳 授 業 充 実 事 業 （ 小 学 校 ）	平成30年度～平成36年度	197,350 ただし、消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額
学 校 園 水 泳 授 業 充 実 事 業 （ 中 学 校 ）	平成30年度～平成36年度	19,500 ただし、消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額

中 学 生 徒 親 善 国 際 交 流 事 業	平成30年度～平成31年度	3, 000
学 校 園 水 泳 授 業 充 実 事 業 （ 幼 稚 園 ）	平成30年度～平成36年度	12, 000 ただし、消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときは、相当額を加算した額

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
ひと・ふれあい セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内	年以内	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 3,500	同左	同左	同左	年以内 10	年以内 2	同左	同左	同左
学 校 施 設 整 備 事 業	223,400				25	3				231,200				同左	同左			
災 害 復 旧 債	20,900				10	2				57,700				同左	同左			
公 共 施 設 等 除 却 債	53,300				10	0				62,600				同左	同左			
起債合計	2,275,549									2,332,949								